平成２２年（フ）第４４５号
静岡県磐田市一言625番地
破産者　株式会社トマム
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
大阪府泉大津市板原町３丁目23番14号
破産者　池田急配有限会社
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目20番19号
破産者　有限会社双葉重機
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４１３号
群馬県前橋市上新田町944番１　ステアヴィラ205号、破産手続開始決定時の住所群馬県前橋市川曲町536番地　ケアハウスあじさい
破産者　井上　紀明
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５５号
山形県酒田市浜中甲280番地、前住所山形県酒田市大字浜中甲280番地
破産者　川村　正雄
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２２号
山形県飽海郡遊佐町比子字下モ山35番地
破産者　阿部　和夫
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２８号
山形県酒田市漆曽根字腰廻152番地、前住所山形県酒田市錦町５丁目56番地の14
破産者　高橋　　晋
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２８号
福島市南向台２丁目33番地の２
破産者　益留　　優
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１１３号
群馬県太田市西新町113番地14
破産者　金谷建設こと　金谷　勝行
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第９０８号
さいたま市桜区大字神田262番地　オリーブハウスⅡ１－Ｃ
破産者　金子　洋子
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１００６号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎４－９－11　アーバンライフホームⅠ－101号室、住民票上の住所埼玉県戸田市笹目南町34番２－502号
破産者　舩木　健一
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６４号
さいたま市浦和区岸町２丁目３番11号
破産者　雨宮　延雄
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６５号
さいたま市浦和区岸町２丁目３番11号
破産者　雨宮　友子
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８５号
さいたま市北区日進町２丁目1155番地３　日進セントラルハイツＤ103号室
破産者　浅井真由子（旧姓脇田）
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７８号
さいたま市浦和区岸町２丁目５番６号　カルム岸町102
破産者　西田真季子
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８０号
さいたま市北区宮原町３－95－３－102、住民票上の住所さいたま市北区宮原町３丁目130番地
破産者　吉川　一郎
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７号
千葉県匝瑳市八日市場ホ1298番地62
破産者　谷口　幸子
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２３号
横浜市鶴見区朝日町２丁目89番地　パークハイツ鶴見709
破産者　高橋セシリアこと　タカハシモラレスオルガセシリア
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２９７号
横浜市戸塚区鳥が丘９番地17
破産者　宮原ヤツヱ子
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部